

政令指定都市の概要

	ページ
1 指定要件	1
2 政令指定都市移行のプロセス	3
3 政令指定都市の特例	4
4 区制	
(1)区役所の位置付け	14
(2)区役所の役割	14
(3)区役所の事務	14
(4)区役所の組織	17
5 区割り基準	
(1)区割り基準比較表	19
(2)指定都市区別人口・面積	21

1 指定要件

(1) 形式的要件（法令上の要件）

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項で「政令で指定する人口 50 万以上の市（以下「指定都市」という。）」とされている以外に規定はない。

(2) 実質的要件

これまでの指定状況をみると、

人口 80 万以上で将来的に人口 100 万程度が期待でき、
都市機能や行財政能力において他の政令指定都市と遜色ない都市
が指定されている。

都市機能や行財政能力において遜色ないという要件はあいまいであるが、先進市の
状況などから政令指定都市の要件は以下のように推察される。

政令指定都市の要件

(1) 人口 100 万以上 ¹
(2) 人口密度が 2,000 人 / k m ² 程度あること ²
(3) 第 1 次産業就業者比率が 10% 以下
(4) 都市的形態、機能を備えていること
(5) 移譲事務処理能力(県からの移譲事務を適正かつ能率的に処理できる能力)
(6) 行政区の設置、区の事務を処理する体制が整っていること
(7) 政令指定都市移行に関して、県と市の意見が一致していること

1 指定時に達していなくとも、近い将来確実に 100 万人が達成される見込みであること。

昭和 47 年川崎市 98.3 万人、福岡市 88.5 万人、昭和 55 年広島市 88.7 万人、

平成元年仙台市 89.8 万人、平成 4 年千葉市 83.5 万人で指定されている。

(人口：指定前年 10 月 1 日現在の推計人口)

2 札幌市 941 人 / k m²、仙台市 1,139 人 / k m²、広島市 1,314 人 / k m²で指定されている。

(3) 人口要件の緩和

市町村合併支援プラン において、平成 17 年 3 月までに「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」とされた。

「市町村合併支援プラン」(市町村合併支援本部 平成 13 年 8 月 30 日)

[具体的内容] ・ 70 万人程度に緩和 (総務大臣談話等)

・ 緩和されるのは人口要件のみ

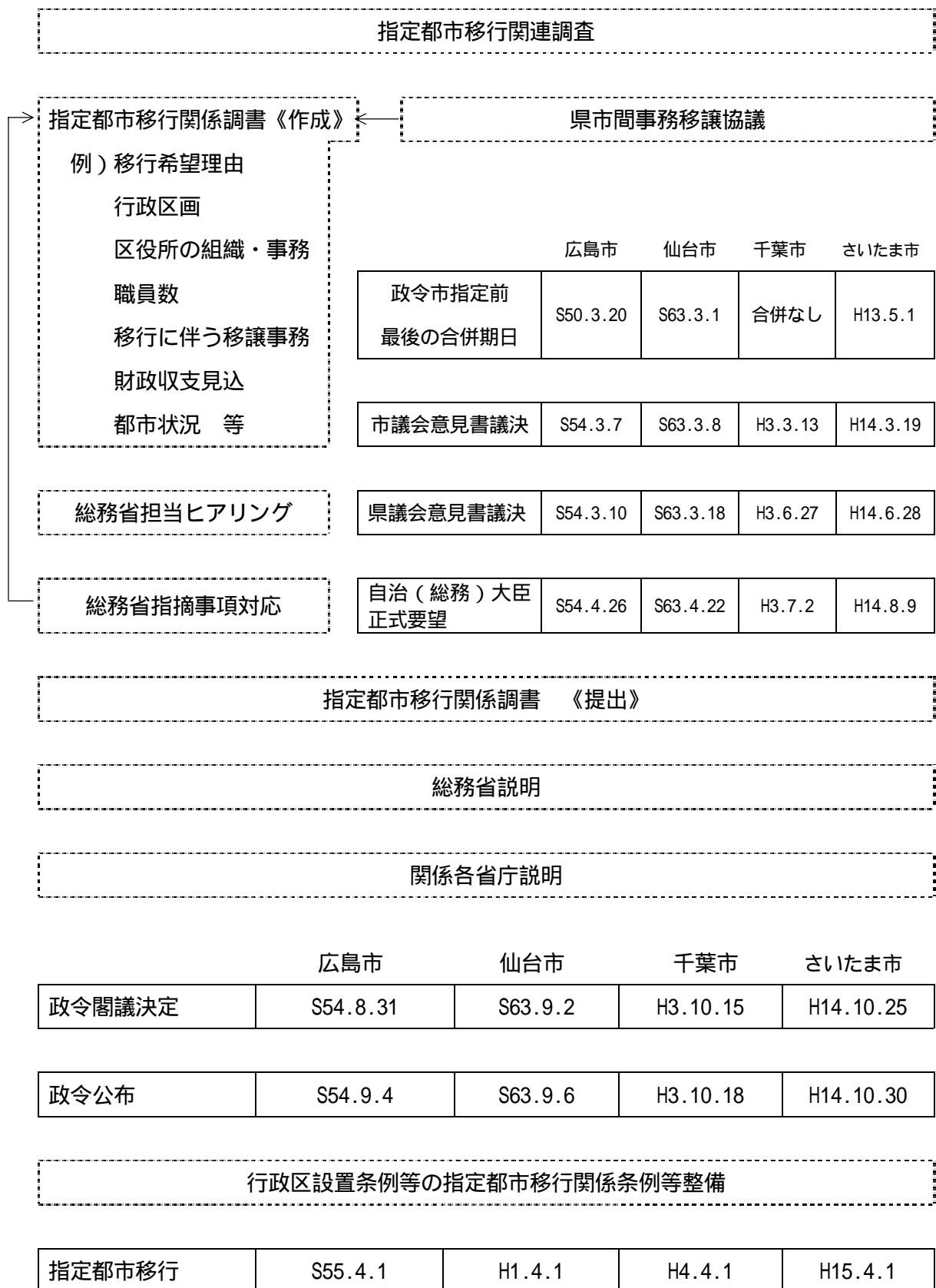
(4) 指定の状況 (S47 以降指定の7都市)

都市名	指定年月日	指定時人口 (万人)	指定時面積 (k m ²)	指定時人口密度 (人/k m ²)
札幌市	S47.4.1	105.2	1,118	<u>941</u>
川崎市	S47.4.1	<u>98.3</u>	136	7,216
福岡市	S47.4.1	<u>88.5</u>	255	3,475
広島市	S55.4.1	<u>88.7</u>	676	<u>1,314</u>
仙台市	H1.4.1	<u>89.8</u>	788	<u>1,139</u>
千葉市	H4.4.1	<u>83.5</u>	272	3,064
さいたま市	H15.4.1	105.0	168	6,250

新潟市		77.9	650	1,199
-----	--	------	-----	-------

- 1 新潟市の数値は、13市町村合併後の状況を表している。
- 2 7都市の指定時人口は、さいたま市以外指定前年10月1日現在の推計人口。
さいたま市の人口は、平成15年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に記載された人口。
- 3 新潟市の人口は、平成12年度国勢調査確定値人口。
- 4 新潟市の面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」平成14年10月1日現在より。

2 政令指定都市移行のプロセス



3 政令指定都市の特例

政令指定都市の特例は、概ね次のように整理することができる。

(1) 事務配分上の特例

政令指定都市は、地方自治法上、都道府県が処理する事務の全部又は一部を直接処理することができる。また、この他にも個別法の規定により権限が移譲されている。

〔効果〕総合的で自主的な行政による市民サービスの向上

地方自治法あるいは個別法の規定により、県が処理する事務の全部又は一部を直接処理することができるため、市民の行政需要に的確に対応した自主的な行政を進めることができる。

(2) 行政関与等の特例

政令指定都市については、その処理する事務について県からの一定の独立性を認め、知事等の関与等を不要とするなどの特例が認められている。

〔効果〕知事の認可、許可、承認等の処分や改善、停止、制限、禁止等の命令について関与の必要をなくし、又はその関与に代えて直接主務大臣の関与となる。

これにより、知事の関与がなくなるものについては、自主的、一元的な行政執行が図られるようになり、直接主務大臣の関与となるものについては、市の意思を直接表明することができるようになる。

(3) 行政組織上の特例

政令指定都市には、行政区の設置などの特例が設けられており、行政組織の強化が図られている。

〔効果〕身近な行政サービスの提供ときめ細かなまちづくりの推進

市域をいくつかの区に分け、新たに区役所が設置される。区役所では、戸籍、住民登録、納税、国民年金などの窓口業務や福祉業務などの日常生活に密着した事務のほか、市民相談、広報、文化・スポーツ振興、まちづくりなどの地域振興業務も行うことができる。

このため、これまで以上に身近な行政サービスを提供できるとともに、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを推進することができる。

(4) 財政上の特例

政令指定都市については、権限移譲等に伴い、地方交付税の算定上、所要の措置がなされるほか、地方道路譲与税の増額等の措置がなされ、財政基盤の強化が図られている。

〔効果〕財政力の増大による大きなまちづくりの推進

大都市の行政需要に見合うように財政基盤の充実が図られ、その自主的運用により事業を展開することが可能となる。

(5) 選挙関係の特例

政令指定都市については、県議会議員及び市議会議員選挙について、区の区域毎に選挙区及び議員定数が設定される。

〔効果〕区単位で選挙が実施されることになり、より身近な選挙が可能となる。

(6) その他の特例

各種の申請等において国と直接交渉を行うことができ、より円滑な事務執行が可能となる。

〔効果〕国との関係強化による積極的な事務事業の推進

国との関係が直接的となるため、市の意思を国に対して直接表明し、折衝することとなり、積極的に事務事業を推進することが可能となる。

その他の期待される効果

日本海側で最初の政令指定都市になることで国内外の認知度が上がり、国・県の重要なプロジェクトの誘致につながる。それにより、今まで以上に世界各国との交流が活発化し、国際的な芸術・文化を享受できる機会が増加し、人・もの・情報の集積が図られる。

「都市が産業を生む」といわれる現在、人口の集積は大都市でしか成立し得ない都市型産業、サービス産業を成り立たせるものと期待される。また、人とももの交流を担う都市基盤の空港・港、新幹線、高速道路等の高速交通体系の整備が進むことも期待される。

このような認知度の上昇とインフラの整備により都市の拠点性が高まることで、既存産業の活性化や新産業の誘致が図られ、就業機会の増加や若者の定着が期待できる。

別 紙

(1) 事務配分上の主な特例

<p>社会福祉行政に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所及び児童福祉司の設置に関する事務 児童相談所（必置） 相談内容は、健全育成、知的障害、養護、触法行為、教護、肢体不自由、視聴言語障害、保健、重症心身障害等の相談がある。また、相談所には必要に応じて児童を一時保護する施設を置かなければならない。 児童福祉司（必置） 児童相談所に置かなければならない職員で、児童相談所に寄せられた相談内容について専門的な技術指導を行う一種のケースワーカーである。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳の交付に関する事務
<p>保健衛生に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者又はその疑いのある者の入院措置及び入院措置の解除等に関する事務 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉センターの設置（必置） 保健所等の地域精神保健活動を技術面から指導・援助する機関
<p>地方教育行政に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務
<p>土木・都市計画行政に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道の管理 ・ 小規模なものその他特別な事情がある場合の新設又は改築に関する事務 ・ 指定区間以外の部分についての維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事務 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の県道の管理 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川及び二級河川の管理 国土交通大臣及び県知事との協議により、指定都市の地域内に存する、国土交通大臣又は県知事が指定する区間の管理を指定都市の長が行うこととすることができる。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画の決定 風致地区、臨港地区（重要港湾以上）、流通業務地区、都市高速鉄道、県道及び4車線以上の市町村道等の道路、10ha以上の公園・緑地、流通業務団地、市街地開発事業（50ha以上の土地区画整理事業等）等
<p>産業、経済に関する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗の基準面積の特例の制定に関する事務 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗の新設、変更の届出及び公告に関する事務

(2) 行政関与等の主な特例

ア 知事の関与等を要しなくなる事務

社会福祉行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設（知的障害児施設、養護施設、児童自立支援施設など）についての質問、検査、改善命令、事業停止又は停止の命令など 児童福祉施設 児童福祉施設は、児童及び妊産婦の援護のための国、県、市町村等が設置する福祉施設。 児童福祉施設のうち、助産施設、保育所、母子生活支援施設については、中核市にも関与等の特例が認められている。
--------------	--

イ 知事の関与等に代えて主務大臣の関与等となる事務

地方自治に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債の起債、起債の方法、利率及び償還方法の変更の許可 総務大臣の許可は、平成 17 年度まで。それ以後は、地財法第 5 条の 3 により総務大臣協議になる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の額の算定に用いた資料の検査

(3) 行政組織上の特例

区の設置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所は、市長の権限に属する事務を分掌するために設置される。 ・区長の権限などについては、各市の判断で定めることができる。 ・区は大都市における市政の地域単位としてとらえられているが、独立の法人格を有するものではない。 東京都の特別区は法人格を有する。 小区役所制 戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険など日常的な窓口業務 大区役所制 小区役所制の業務のほか、福祉、土木、建築などの業務も所管する。 近年、福祉業務は全ての指定都市の区役所で所管している。
区長の配置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> ・区長は、市長が事務吏員の中から任命する。
区助役の配置（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・区助役は、市長が事務吏員の中から任命する。 ・区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代理する。
区収入役の配置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> ・区収入役は、市長が事務吏員の中から任命する。
選挙管理委員会の設置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> ・区に選挙管理委員会を置く。
農業委員会の設置（原則設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・区に農業委員会を置く。 （区ごとに農業委員会を置いている指定都市はない。）

(4) 財政上の特例

政令指定都市移行に伴う移譲事務や行政組織の変更等による新たな財政需要に応じて、国や県から財源の移譲や交付金の増額等の措置がなされ、更に地方交付税についても政令指定都市の特性を考慮されるなど財源の確保とその自主的運用により、重点的、弾力的な財政運営が期待される。

ア 歳入に関するもの

新たな財源	<ul style="list-style-type: none"> ・石油ガス譲与税 ・軽油引取税交付金 ・宝くじ収益金
増額が見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地方道路譲与税 ・自動車取得税交付金 ・交通安全対策特別交付金
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市移行に伴い権限移譲される事務等により、新たに生じる財政需要に対して、地方交付税算定において所定の措置がなされる。

イ 歳出に関するもの

移譲事務及び行政組織の変更に伴う支出	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市においては、新たな行政施設、審議会等の設置等が必要となるほか、区ごとに選挙管理委員会等が設置されるなど、移譲事務の執行、行政組織の変更等による経費の増加が見込まれる。
--------------------	--

(5) 選挙関係の特例

選挙管理委員会の設置 (必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の選挙管理委員会のほか、区ごとに選挙管理委員会を設置する。 			
	項 目		政令指定都市	一般の市
	市議会	市会議員の選挙区	区の区域	市の区域
		区ごとの市議会議員定数	各選挙区の人口に比例して市の条例で定める	
	県議会	県会議員の選挙区	区の区域	市の区域
区ごとの県議会議員定数		各選挙区の人口に比例して県の条例で定める		

参 考

道路管理について

	国 道	県 道
移譲区間	・政令で指定する区間（指定区間）以外の国道（県管理国道）で、指定都市の区域内に存する部分	・指定都市の区域内に存する県道
移譲権限	・県管理国道の維持、修繕、災害復旧 ・小規模なものその他特別な事情のある場合の新設・改築工事	・県道の管理
新潟県が管理する道路で、新潟地域合併問題協議会(13市町村)の区域内にあるもの（主なもの）	113号、402号、403号、460号	主要地方道 新潟小須戸三条線、新潟寺泊線 新潟新発田村上線、 新潟港横越線、新潟新津線、 新潟大外環状線 一般県道 白根黒埼線、白根亀田線、 曾野木一日市線、島見濁川線、 白山停車場女池線

河川管理について

一級河川の管理については、政令で定めるところにより、二級河川の管理は、都道府県知事が区間指定する場合に限って、指定都市の長が行うこととすることができる。

（事務移譲の可否は、国土交通省及び県との協議による。）

	一級河川	二級河川
移譲区間	・指定都市の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間	・指定都市の区域内に存する部分で、県知事が指定都市の長が管理することが適当と認めて指定する区間
移譲権限	・指定都市の区域内に存する指定区間で知事が行う管理 河川整備基本方針の策定・変更等は国が行う。	・指定都市の区域内に存する部分の管理
新潟県が管理する河川で、新潟地域合併問題協議会(13市町村)の区域内で完結するもの（主なもの）	信濃川水系 通船川、栗ノ木川、鳥屋野潟、 小阿賀野川 阿賀野川水系 新井郷川	新川

財政について

仙台市における政令指定都市指定前後の歳入の主な増加状況は以下のとおり。

項 目	昭和63年度	平成元年度 (政令市移行)	増 加 額
石油ガス譲与税	0	1億3千万円	1億3千万円
軽油引取税交付金	0	45億4千万円	45億4千万円
宝くじ収益金	0	14億2千万円	14億2千万円
地方道路譲与税	6億3千万円	17億2千万円	10億9千万円
自動車取得税交付金	15億9千万円	23億円	7億1千万円
交通安全対策特別交付金	1億8千万円	3億5千万円	1億7千万円
普通地方交付税	57億2千万円	241億8千万円	184億6千万円

歳入総額(普通会計)	2,341億7千万円	2,991億8千万円 (前年度比128%)	650億1千万円
------------	------------	--------------------------	----------

各政令指定都市における指定前後の歳入・歳出(普通会計)比較表

札幌市

歳入決算額(単位:千円)

項目	昭和46年度	昭和47年度	比較	増加率
地方税	19,603,233	25,063,021	5,459,788	27.9
地方譲与税	65,169	1,154,910	1,089,741	1,672.2
利子割交付金				
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用 税交付金)	18,448	30,065	11,617	63.0
特別地方消費税 交付金				
自動車取得税・ 軽油引取税交付 金	220,647	1,033,887	813,240	368.6
地方交付税	8,872,397	13,744,591	4,872,194	54.9
交通安全対策特 別交付金	51,020	257,310	206,290	404.3
分担金及び負担 金	273,387	457,833	184,446	67.5
使用料	964,285	1,298,208	333,923	34.6
手数料	920,638	836,200	-84,438	-9.2
国庫支出金	15,826,913	19,011,479	3,184,566	20.1
国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	11,775	14,507	2,732	23.2
都道府県支出金	1,082,945	1,196,505	113,560	10.5
財産収入	2,937,240	1,749,529	-1,187,711	-40.4
寄付金	108,356	83,494	-24,862	-22.9
繰入金	1,499,004	171,425	-1,327,579	-88.6
繰越金	348,488	737,359	388,871	111.6
諸収入	4,618,973	6,305,973	1,687,000	36.5
地方債	10,970,880	8,808,800	-2,162,080	-19.7
歳入総額	68,393,798	81,955,096	13,561,298	19.8

福岡市

歳入決算額(単位:千円)

項目	昭和46年度	昭和47年度	比較	増加率
地方税	20,203,701	24,494,668	4,290,967	21.2
地方譲与税	79,104	1,129,834	1,050,730	1,328.3
利子割交付金				
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用 税交付金)	20,320	31,454	11,134	54.8
特別地方消費税 交付金				
自動車取得税・ 軽油引取税交付 金	341,257	1,379,760	1,038,503	304.3
地方交付税	3,650,996	9,029,257	5,378,261	147.3
交通安全対策特 別交付金	68,810	374,346	305,536	444.0
分担金及び負担 金	620,591	671,442	50,851	8.2
使用料	726,543	954,560	228,017	31.4
手数料	621,221	669,543	48,322	7.8
国庫支出金	11,002,220	15,305,508	4,303,288	39.1
国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	150,088	158,713	8,625	5.7
都道府県支出金	1,052,701	1,216,101	163,400	15.5
財産収入	581,976	612,041	30,065	5.2
寄付金	15,198	7,350	-7,848	-51.6
繰入金	555,057	207,477	-347,580	-62.6
繰越金	905,851	1,515,440	609,589	67.3
諸収入	8,207,547	10,817,124	2,609,577	31.8
地方債	8,888,068	7,666,600	-1,221,468	-13.7
歳入総額	57,691,249	76,241,218	18,549,969	32.2

歳出決算額(単位:千円)

項目	昭和46年度	昭和47年度	比較	増加率
議会費	281,562	389,925	108,363	38.5
総務費	7,342,474	8,787,449	1,444,975	19.7
民生費	8,158,595	12,740,270	4,581,675	56.2
衛生費	5,478,379	7,904,776	2,426,397	44.3
労働費	342,718	308,258	-34,460	-10.1
農林水産業費	472,290	373,717	-98,573	-20.9
商工費	2,693,660	3,030,991	337,331	12.5
土木費	23,646,335	26,653,008	3,006,673	12.7
消防費	1,762,473	2,393,891	631,418	35.8
教育費	8,640,634	9,445,675	805,041	9.3
災害復旧費	59,737	243,966	184,229	308.4
公債費	5,604,509	5,795,146	190,637	3.4
諸支出金	2,797,719	2,376,242	-421,477	-15.1
歳出総額	67,281,085	80,443,314	13,162,229	19.6

歳出決算額(単位:千円)

項目	昭和46年度	昭和47年度	比較	増加率
議会費	355,773	376,675	20,902	5.9
総務費	5,313,020	6,695,832	1,382,812	26.0
民生費	8,311,413	12,848,999	4,537,586	54.6
衛生費	5,756,918	6,748,452	991,534	17.2
労働費	1,816,575	1,888,968	72,393	4.0
農林水産業費	1,850,930	2,196,735	345,805	18.7
商工費	2,146,939	3,202,945	1,056,006	49.2
土木費	19,238,672	22,331,262	3,092,590	16.1
消防費	1,533,534	1,872,499	338,965	22.1
教育費	7,858,949	9,623,801	1,764,852	22.5
災害復旧費	122,878	439,959	317,081	258.0
公債費	1,684,920	2,746,288	1,061,368	63.0
諸支出金	185,288	195,523	10,235	5.5
歳出総額	56,175,809	71,167,938	14,992,129	26.7

各政令指定都市における指定前後の歳入・歳出(普通会計)比較表

広島市

歳入決算額(単位:千円)

項目	昭和54年度	昭和55年度	比較	増加率
地方税	76,370,440	87,531,621	11,161,181	14.6
地方譲与税	1,349,088	2,536,650	1,187,562	88.0
利子割交付金				
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用 税交付金)	72,003	71,735	-268	-0.4
特別地方消費税 交付金				
自動車取得税・ 軽油引取税交付 金	955,048	3,508,192	2,553,144	267.3
地方交付税	4,349,238	12,871,910	8,522,672	196.0
交通安全対策特 別交付金	291,508	458,499	166,991	57.3
分担金及び負担 金	1,245,446	1,458,035	212,589	17.1
使用料	4,252,262	4,828,404	576,142	13.5
手数料	1,553,021	1,723,371	170,350	11.0
国庫支出金	38,200,889	47,795,209	9,594,320	25.1
国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	33,619	36,014	2,395	7.1
都道府県支出金	4,376,984	4,195,737	-181,247	-4.1
財産収入	933,494	2,392,542	1,459,048	156.3
寄付金	63,257	102,853	39,596	62.6
繰入金	1,632,078	1,494,064	-138,014	-8.5
繰越金	3,072,223	3,171,877	99,654	3.2
諸収入	7,032,134	8,119,826	1,087,692	15.5
地方債	20,642,400	22,022,200	1,379,800	6.7
歳入総額	166,425,132	204,318,739	37,893,607	22.8

仙台市

歳入決算額(単位:千円)

項目	昭和63年度	平成元年度	比較	増加率
地方税	132,709,025	143,179,943	10,470,918	7.9
地方譲与税	1,693,310	5,660,589	3,967,279	234.3
利子割交付金	777,137	1,927,595	1,150,458	148.0
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用 税交付金)	229,951	236,128	6,177	2.7
特別地方消費税 交付金				
自動車取得税・ 軽油引取税交付 金	1,593,843	6,833,969	5,240,126	328.8
地方交付税	6,844,684	25,683,741	18,839,057	275.2
交通安全対策特 別交付金	180,633	347,132	166,499	92.2
分担金及び負担 金	1,446,169	1,465,986	19,817	1.4
使用料	5,463,568	5,784,147	320,579	5.9
手数料	1,446,713	1,506,284	59,571	4.1
国庫支出金	18,407,294	22,685,771	4,278,477	23.2
国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	68,900	81,590	12,690	18.4
都道府県支出金	4,170,010	4,061,882	-108,128	-2.6
財産収入	5,285,501	5,261,435	-24,066	-0.5
寄付金	1,022,659	702,746	-319,913	-31.3
繰入金	14,389,524	21,754,478	7,364,954	51.2
繰越金	2,984,952	2,360,161	-624,791	-20.9
諸収入	7,934,021	16,470,053	8,536,032	107.6
地方債	27,517,921	33,179,923	5,662,002	20.6
歳入総額	234,165,815	299,183,553	65,017,738	27.8

歳出決算額(単位:千円)

項目	昭和54年度	昭和55年度	比較	増加率
議会費	692,663	772,559	79,896	11.5
総務費	19,685,893	20,120,310	434,417	2.2
民生費	20,024,511	24,561,071	4,536,560	22.7
衛生費	31,736,650	38,745,726	7,009,076	22.1
労働費	2,874,040	2,833,089	-40,951	-1.4
農林水産業費	4,953,490	4,647,747	-305,743	-6.2
商工費	6,725,417	6,408,233	-317,184	-4.7
土木費	31,645,921	44,574,404	12,928,483	40.9
消防費	5,429,104	6,106,226	677,122	12.5
教育費	29,806,318	39,455,712	9,649,394	32.4
災害復旧費	248,652	340,418	91,766	36.9
公債費	9,394,429	11,118,704	1,724,275	18.4
諸支出金	36,167	0	-36,167	-100.0
歳出総額	163,253,255	199,684,199	36,430,944	22.3

歳出決算額(単位:千円)

項目	昭和63年度	平成元年度	比較	増加率
議会費	2,063,824	2,136,877	73,053	3.5
総務費	40,362,544	56,757,329	16,394,785	40.6
民生費	26,583,506	30,031,329	3,447,823	13.0
衛生費	19,575,319	21,914,429	2,339,110	11.9
労働費	1,872,193	1,771,905	-100,288	-5.4
農林水産業費	4,160,879	3,836,130	-324,749	-7.8
商工費	4,236,584	4,968,394	731,810	17.3
土木費	55,067,665	75,431,091	20,363,426	37.0
消防費	6,507,236	6,704,684	197,448	3.0
教育費	32,653,750	40,219,227	7,565,477	23.2
災害復旧費	324,906	427,722	102,816	31.6
公債費	24,080,320	23,189,154	-891,166	-3.7
諸支出金	13,116,928	25,415,173	12,298,245	93.8
歳出総額	230,605,654	292,803,444	62,197,790	27.0

各政令指定都市における指定前後の歳入・歳出(普通会計)比較表

千葉市

歳入決算額(単位:千円)

項目	平成3年度	平成4年度	比較	増加率
地方税	150,109,690	161,640,378	11,530,688	7.7
地方譲与税	5,030,065	5,823,448	793,383	15.8
利子割交付金	4,206,145	2,707,668	-1,498,477	-35.6
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用 税交付金)	272,703	270,052	-2,651	-1.0
特別地方消費税 交付金	75,520	145,414	69,894	92.6
自動車取得税・ 軽油引取税交付 金	2,445,399	7,359,597	4,914,198	201.0
地方交付税	292,390	519,190	226,800	77.6
交通安全対策特 別交付金	188,151	383,521	195,370	103.8
分担金及び負担 金	2,855,443	2,882,284	26,841	0.9
使用料	4,843,399	5,443,440	600,041	12.4
手数料	1,505,335	1,858,364	353,029	23.5
国庫支出金	14,181,151	22,578,303	8,397,152	59.2
国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	2,331	2,331	0	0.0
都道府県支出金	6,025,090	4,971,087	-1,054,003	-17.5
財産収入	12,152,779	7,535,347	-4,617,432	-38.0
寄付金	430,212	444,755	14,543	3.4
繰入金	4,933,430	5,847,881	914,451	18.5
繰越金	12,676,217	10,437,172	-2,239,045	-17.7
諸収入	9,486,518	8,735,953	-750,565	-7.9
地方債	32,057,129	43,292,875	11,235,746	35.0
歳入総額	263,769,097	292,879,060	29,109,963	11.0

歳出決算額(単位:千円)

項目	平成3年度	平成4年度	比較	増加率
議会費	1,133,902	1,304,266	170,364	15.0
総務費	37,514,465	28,040,551	-9,473,914	-25.3
民生費	30,286,551	34,880,346	4,593,795	15.2
衛生費	23,453,705	37,534,401	14,080,696	60.0
労働費	176,618	502,648	326,030	184.6
農林水産業費	3,216,615	2,478,228	-738,387	-23.0
商工費	5,567,864	5,982,768	414,904	7.5
土木費	80,401,451	95,349,010	14,947,559	18.6
消防費	10,716,528	9,816,048	-900,480	-8.4
教育費	36,837,043	41,124,065	4,287,022	11.6
災害復旧費	7,107	6,647	-460	-6.5
公債費	24,041,253	27,828,468	3,787,215	15.8
諸支出金	0	2,938	2,938	皆増
歳出総額	253,353,102	284,850,384	31,497,282	12.4

さいたま市

歳入予算額(単位:千円)

項目	平成14年度	平成15年度	比較	増加率
市税	174,629,000	169,904,001	-4,724,999	-2.7
地方譲与税	2,251,000	3,182,000	931,000	41.4
利子割交付金	1,850,000	1,324,000	-526,000	-28.4
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用 税交付金)	130,000	124,000	-6,000	-4.6
特別地方消費税交 付金	1	1	0	0.0
自動車取得税交付 金	1,800,000	2,580,000	780,000	43.3
地方交付税	3,850,000	10,700,000	6,850,000	177.9
交通安全対策特別 交付金	180,000	400,000	220,000	122.2
分担金及び負担 金	2,545,029	2,844,644	299,615	11.8
使用料及び手数料	7,648,294	8,460,730	812,436	10.6
地方消費税交付金	8,000,000	7,753,000	-247,000	-3.1
国庫支出金	20,156,796	33,328,710	13,171,914	65.3
軽油引取税交付金	0	7,522,000	7,522,000	皆増
地方特例交付金	7,324,500	7,390,000	65,500	0.9
都道府県支出金	12,447,954	4,850,568	-7,597,386	-61.0
財産収入	1,561,749	2,801,698	1,239,949	79.4
寄付金	13,372	8,901	-4,471	-33.4
繰入金	6,033,796	1,110,080	-4,923,716	-81.6
繰越金	3,000,000	1	-2,999,999	-100.0
諸収入	15,538,509	20,690,366	5,151,857	33.2
地方債	28,840,000	48,525,300	19,685,300	68.3
歳入総額	297,800,000	333,500,000	35,700,000	12.0

歳出予算額(単位:千円)

項目	平成14年度	平成15年度	比較	増加率
議会費	1,955,860	1,435,370	-520,490	-26.6
総務費	44,328,666	38,354,060	-5,974,606	-13.5
民生費	62,923,016	73,926,670	11,003,654	17.5
衛生費	31,830,476	36,371,857	4,541,381	14.3
労働費	1,617,447	1,434,429	-183,018	-11.3
農林水産業費	1,385,292	1,378,168	-7,124	-0.5
商工費	6,134,874	6,756,737	621,863	10.1
土木費	72,831,090	91,619,553	18,788,463	25.8
消防費	11,934,485	12,423,247	488,762	4.1
教育費	36,158,287	41,494,076	5,335,789	14.8
災害復旧費	5	5	0	0.0
公債費	26,488,587	28,103,937	1,615,350	6.1
諸支出金	1,915	1,891	-24	-1.3
予備費	210,000	200,000	-10,000	-4.8
歳出総額	297,800,000	333,500,000	35,700,000	12.0

※さいたま市は15年4月1日に政令指定都市となったため、当初予算(一般会計)を記載。

4 区制

(1) 区役所の位置付け

地方自治法により、政令市は必ず行政区を設置しなければならないこととされている。

参考 地方自治法第 252 条の 20 第 1 項

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

(2) 区役所の役割

各政令指定都市の状況を見ると、区役所の役割としては以下の 2 つが考えられる。

地域の実情に応じた、身近できめ細かな行政を行う「総合行政機関」

区役所は、大都市における住民に身近な行政を円滑に施行するため、市長の権限に属する事務を分掌。

単なる窓口事務の処理をするためや単なる本庁の出先機関としてではなく、「区民の行政に対する要望に、可能な限り総合的、完結的に対処」できる「総合行政機関」として位置付けられることが多い。

住民と市役所を媒介するパイプ役

区役所は、各種の行政サービスを十分に市民一般に浸透させるとともに、市民の行政需要を適切にくみ上げるためのパイプ役としての機能と、区域における企画調整機能を持つ。

地方分権社会にあって、自己決定、自己負担、自己責任による行政が求められており住民参加によるまちづくりや福祉行政を進めていく上で、今後、市政と住民を結びつける区役所の役割がより重要になってくる。

区（区役所）のあり方をどうするか、あるいは、市の区域よりも小さな単位の行政や自治をどうするか、ということは、今日の大都市の自治体にとってきわめて重要な問題である。

(3) 区役所の事務

区役所の事務には、法律に区及び区長が処理すると定められている事務と、事務委任規則により区長が処理するとされる事務がある。

法律により処理する事務

法律に区及び区長が処理すると定められている主な事務は、以下の表のとおりである。

根 拠 法 令	条 項	事 務 の 概 要
ア 戸籍法	第 4 条	・戸籍の編成 ・諸届の受理 ・謄抄本の交付 ・その他戸籍に関する事務
イ 住民基本台帳法	第 38 条 令第 31 条 令第 32 条	・住民基本台帳の作成 ・諸届の受理 ・住民票の写しの交付 ・その他住民基本台帳に関する事務
ウ 外国人登録法	第 3 条	・外国人の登録 ・登録証明書の交付 ・その他外国人登録に関する事務
エ 地方税法	第 337 条 第 438 条	・市税に係る犯則事件に関して、差押物件、領置物件を公売し、その代金を供託すること等。 (市税に係る犯則事件については、国税犯則取締法が準用され、国税局長の職務は指定都市の市長が行い、税務署長の職務は指定都市の区長が行う等の特例)
オ 健康保険法	第 180 条	・保険者又は行政庁等の請求を受け、保険料その他の徴収金の滞納処分を行うことができる
カ 船員保険法	第 12 条の 2	
キ 厚生年金保険法	第 86 条	
ク 私立学校教職員 共済法	第 31 条	
ケ 学校教育法施行 令	令第 4 条	・児童生徒等の住所の変更による届出について 当該市町村の教育委員会に通知すること
コ 国民健康保険法	第 112 条	・保険給付を受ける者等に対し、条例の定めるところにより戸籍について無料で証明を行うことができる
カ 国民年金法	第 104 条	
シ 特別児童扶養 手当等の支給に 関する法律	第 34 条	
ス 公職選挙法	第 11 条 令 141 条 の 2	

事務委任規則により処理する事務

各政令指定都市の事務委任規則により区長が処理するとされる事務のうち、主なものは以下のとおりである。なお、項目によってはすべての政令指定都市に事務委任されていないものもある。

ア 総務・税務関係

印鑑証明の交付、印鑑登録に関する届出の受理

県税・市税の一部の賦課徴収

課税証明・納税証明の交付

イ 保健・福祉関係

介護保険の要介護認定及び要支援認定、保険料の賦課徴収

国民健康保険の保険料賦課徴収、資格取得・喪失の届出の受理

乳幼児に対する医療費の助成

児童手当・特別児童手当の支給

(4) 区役所の組織

指定都市の区機構

ア 部制【11 指定都市】

札幌市

市民部、税務部、土木部、保健福祉部

仙台市

総務部、保健福祉センター、建設部

川崎市

区民生活部、保健所、区民福祉部

横浜市

総務部、福祉部、保健所

名古屋市

(総務課)、まちづくり推進部、福祉部、保健所

京都市

区民部、税務部、福祉部、保健部

神戸市

市民部、福祉部、保健部

広島市

市民部、厚生部、建設部(農林建設部)、(会計課、福祉センター、区民文化センター)

北九州市

総務部、保健福祉センター

福岡市

総務部、地域整備部、保健福祉センター

さいたま市

区民生活部、健康福祉部

イ 課制【2 指定都市】

千葉市

総務課、地域振興課、市民課、保険年金課、課税課、納税課、介護保険課、福祉事務所、保健センター、市民センター

大阪市

企画総務課、区民室、戸籍登録課、保険年金課、税務課、健康福祉サービス課、福祉事務所

区役所組織調べ（平成15年度）

：区役所組織 ×：区役所組織外 その他

	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市
区数	10	5	6	9	7	18	16
1区当たり面積 (km ²)	112.11	157.62	45.35	18.70	20.62	24.14	20.40
福祉事務所 (福祉部)	有	有	有	有	有	有	有
保健所 (保健部)	無 ×市内1箇所	有	無 ×市内1箇所	無 ×市内1箇所	有	有	有
保健センター	有	有	有	有	有	有	有
土木事務所 (土木部)	有	有	無 ×市内3箇所	無 ×市内2箇所	有	有 ×	有 ×
建築課	無 ×本庁	有	無 ×本庁	無 ×市内2箇所	有	無 ×市内4箇所	無 ×本庁
農政事務所	無 ×本庁	無 ×市内1箇所	無 ×市内1箇所	無 ×本庁	無 ×市内1箇所	無 ×市内2箇所	
区の会計担当	戸籍住民課会計係	納税課会計収納係	区会計室	総務課会計係	市民税課会計管理係	区収入役室会計係	税務課会計諸税係

	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
区数	11	24	9	8	7	7
1区当たり面積 (km ²)	55.47	9.22	61.10	92.70	69.17	48.33
福祉事務所 (福祉部)	有	有	有	有	有	有
保健所 (保健部)	有	無 ×市内1箇所	無 ×市内1箇所	無 ×市内1箇所	無 ×市内1箇所	有
保健センター	有	有	有	有	有	有
土木事務所 (土木部)	無 ×市内7箇所	無 ×市内7箇所	無 ×市内6箇所	有	無 ×市内6箇所	有
建築課	無 ×本庁	無 ×本庁	無 ×本庁	有	無 ×本庁	無 ×本庁
農政事務所	無 ×本庁	無 ×本庁	無 ×市内2箇所	有	無 ×市内2箇所	無 ×本庁
区の会計担当	市民窓口課会計係	企画総務課庶務係	会計室	会計課	総務課会計係	市民課会計係

5 区割り基準

(1) 区割り基準比較表

	広島市	仙台市	千葉市	さいたま市
指定年月日	昭和55年4月1日	平成元年4月1日	平成4年4月1日	平成15年4月1日
指定時の区数及び区名	7 中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸	5 青葉、宮城野、若林、太白、泉	6 中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜	9 西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑
人口規模	15～20万人	10～20万人 都市行政の効率性、行政サービスの浸透性等の見地から	10～20万人 (平均15万人)	先進政令市では、おおよそ10～20万人を規模としていくところが多い。これら経験則を参考に、現在の人口と将来の人口の見通しの両方を考慮することが望ましい。
面積規模	20km ² を基準 区役所への時間距離が20～30分におさまる地域範囲	区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね30分程度におさまる地域範囲	区役所までの時間距離が公共交通機関で30分程度におさまる地域範囲	区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね30分程度。
地形、地物	行政区の境界は、道路、鉄道、河川などのような明確な地形地物によって画されることが必要である。	行政区の境界は、明瞭な地域分断要素である地形、地物に沿って設定されることが望ましい。	河川、鉄道、主要道路等の地形・地物によって区分される地域は、地域としての一体的形成がなされる例が多く、十分留意する必要がある。	地理的にみて自然な形状であるよう考慮することが望ましい。河川、鉄道、道路などの地形・地物は、一般的な目標物であり、地域分断要素として考慮することが望ましい。
沿革、歴史、地縁的感情	国や県の出先行政機関や、高等学校などの教育機関においては郡域を管轄区界としているものが多く、郡域が一つの地縁的感情を醸成していることも十分に考慮されなければならない。	伝統的な住民感情や生活上の利害・慣習などの歴史的事実は、できるだけ配慮尊重すべきである。	伝統的な住民感情があることを考慮し、それらできるだけ配慮、尊重すべきである。	従来の地域の歴史や伝統に対する住民感情を尊重しつつ、都市化による新たな住宅団地等の住民の志向も考慮することが望ましい。
地域の一体性		地域の性格が一体的、同質的である地域は、なるべく同一の行政区に含めることが望ましい。	地域の性格が一体的、同質的である地域については、できるだけ同一の行政区の区域に含ませるよう配慮することが望ましい。	地域の性格・慣習が一体的・同質的である地域については、その地区を分断することとならないよう考慮することが望ましい。
合併前行政区界（既存の町界）			既存の町界は、これを尊重し、やむを得ない事情のない限り、分断し、あるいは変更することのないように考慮すべき。	原則として（大字）は、分断しないことが望ましい。
町内会の区域、住民組織		町内会等の住民組織、商店街については、可能なかぎり分断せず、同一の行政区に包括し、地域秩序を保持していくことが必要。	町内自治会などの住民組織は、できる限り分断せずに同一の行政区の区域の中に包括し、地域秩序を保持し得るように配慮すべきである。	地域コミュニティ単位は可能な限り尊重し、住民自治組織の大幅な再編成を必要としない行政区画とすることが望ましい。
学 校 区			理想的には、通学区域は行政区の区域と一致することが望ましい。やむを得ず通学区域が複数の行政区にまたがる場合には、そのことにより通学区域が変更されることのないよう、特段の配慮が必要である。	住民にとっての利便性から行政区画と通学区域は一致させることが望ましい。

	広島市	仙台市	千葉市	さいたま市
行政機関の所管区域の一致	既存の社会的行政的組織の所管区域という区切りも可変的ではあるにせよ住民になじんでいるので十分に尊重されなければならない	行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましく、行政区画に一致するよう協力を要請していく必要がある。	行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましい。特に郵便局、警察署の所管区域とはできるだけ一致させるよう配慮すべきである。	国・県の出先機関などの所管区域（特に警察署・郵便局・電話局など）と行政区の区域は、市民の利便性や行政の効率性等から、可能な限り両者が一致することが望ましい。
土地利用状況、地域開発状況、都市計画	土地利用については、単に現状のみならず将来の発展方向を重視しなければならない。	都市計画は、将来の長期にわたる土地利用、都市施設の整備を展望するもので、将来の地域の一体性に大きな影響をもっており、行政区の設定に際して十分配慮することが必要である。	行政区の設定にあたっては、現在は未開発地域であっても、将来、現在の市街地に連たんして市街地や住宅地が開発される計画がある場合には、このことについても、留意すべき。また、民間の開発動向についても十分に配慮すべき。都市計画等の行政計画上の地域区分については、行政区の設定の際、十分配慮するものとする。	地域的性格（工業地域、商業地域、住宅地、農業地域等）で特質的なものは同一行政区内に存在させることが望ましいので、地域の性格を十分検討して境界を設定することが望ましい。都市計画については、将来計画について可能な限り配慮・検討し、数年の内に行政区の再編成という事態を生じないよう考慮することが望ましい。

(2)指定都市別人口・面積

札幌市 (人口:人 面積:km² 密度:人/km²)

区名	人口	面積	密度
1 中央区	179,604	46.42	3,869.11
2 北区	261,308	63.48	4,116.38
3 東区	248,668	57.13	4,352.67
4 白石区	198,376	34.58	5,736.73
5 豊平区	202,691	46.35	4,373.05
6 南区	154,349	657.23	234.85
7 西区	202,824	74.93	2,706.85
8 厚別区	128,808	24.38	5,283.35
9 手稲区	136,322	56.92	2,394.98
10 清田区	110,042	59.70	1,843.25
合計	1,822,992	1,121.12	1,626.05
1区当たり平均	182,299	112.11	

仙台市

区名	人口	面積	密度
1 青葉区	264,001	302.28	873.37
2 宮城野区	173,472	58.09	2,986.26
3 若林区	126,566	48.38	2,616.08
4 太白区	218,927	228.21	959.32
5 泉区	203,747	146.58	1,390.01
合計	986,713	783.54	1,259.30
1区当たり平均	197,343	156.71	

千葉市

区名	人口	面積	密度
1 中央区	169,242	44.81	3,776.88
2 花見川区	178,340	34.24	5,208.53
3 稲毛区	143,703	21.25	6,762.49
4 若葉区	148,713	84.21	1,765.98
5 緑区	105,086	66.41	1,582.38
6 美浜区	135,080	21.16	6,383.74
合計	880,164	272.08	3,234.95
1区当たり平均	146,694	45.35	

川崎市

区名	人口	面積	密度
1 川崎区	192,284	39.21	4,903.95
2 幸区	136,539	10.05	13,585.97
3 中原区	197,274	14.70	13,420.00
4 高津区	185,368	16.36	11,330.56
5 多摩区	191,463	20.49	9,344.22
6 宮前区	199,555	18.61	10,723.00
7 麻生区	143,297	23.28	6,155.37
合計	1,245,780	142.70	8,730.06
1区当たり平均	177,969	20.39	

横浜市

区名	人口	面積	密度
1 鶴見区	252,861	33.27	7,600.27
2 神奈川区	209,983	23.96	8,763.90
3 西区	77,995	7.02	11,110.40
4 中区	119,471	20.61	5,796.75
5 南区	193,255	12.63	15,301.27
6 保土ヶ谷区	201,602	21.91	9,201.37
7 磯子区	163,758	19.24	8,511.33
8 金沢区	204,663	31.00	6,602.03
9 港北区	294,038	31.30	9,394.19
10 戸塚区	251,817	35.77	7,039.89
11 港南区	221,115	19.91	11,105.73
12 旭区	253,303	32.88	7,703.86
13 緑区	161,780	25.44	6,359.28
14 瀬谷区	122,648	17.07	7,185.00
15 栄区	118,899	18.48	6,433.93
16 泉区	148,783	23.55	6,317.75
17 青葉区	275,923	35.15	7,849.87
18 都筑区	161,718	27.94	5,788.05
合計	3,433,612	437.13	7,854.90
1区当たり平均	190,756	24.29	

名古屋市

区名	人口	面積	密度
1 千種区	141,256	18.24	7,744.30
2 東区	63,697	7.72	8,250.91
3 北区	163,886	17.56	9,332.92
4 西区	137,174	17.90	7,663.35
5 中村区	128,912	16.32	7,899.02
6 中区	62,058	9.36	6,630.13
7 昭和区	97,280	10.93	8,900.27
8 瑞穂区	101,668	11.23	9,053.25
9 熱田区	61,739	8.16	7,566.05
10 中川区	206,545	32.01	6,452.51
11 港区	147,077	45.67	3,220.43
12 南区	142,630	18.47	7,722.25
13 守山区	153,314	33.99	4,510.56
14 緑区	208,901	37.86	5,517.72
15 名東区	148,003	19.42	7,621.16
16 天白区	145,541	21.61	6,734.89
合計	2,109,681	326.45	6,462.49
1区当たり平均	131,855	20.40	

人口は平成14年3月31日現在の住民基本台帳人口、面積は「全国都道府県市区町村別面積調」による。区ごとの人口・面積は、「全国市町村要覧」による。

京都市

区名	人口	面積	密度
1 北区	115,786	94.92	1,219.83
2 上京区	76,904	7.11	10,816.32
3 左京区	156,000	246.88	631.89
4 中京区	92,338	7.38	12,511.92
5 東山区	41,756	7.46	5,597.32
6 下京区	68,763	6.82	10,082.55
7 南区	91,467	15.78	5,796.39
8 右京区	181,460	74.27	2,443.25
9 伏見区	277,977	61.62	4,511.15
10 山科区	132,700	28.78	4,610.84
11 西京区	152,113	59.20	2,569.48
合計	1,387,264	610.22	2,273.38
1区当たり平均	126,115	55.47	

大阪市

区名	人口	面積	密度
1 都島区	94,478	6.05	15,616.20
2 福島区	55,727	4.67	11,932.98
3 此花区	65,419	15.74	4,156.23
4 西区	62,907	5.20	12,097.50
5 港区	85,711	7.90	10,849.49
6 大正区	73,836	9.21	8,016.94
7 天王寺区	54,572	4.80	11,369.17
8 浪速区	46,152	4.37	10,561.10
9 西淀川区	92,389	14.23	6,492.55
10 東淀川区	171,939	13.26	12,966.74
11 東成区	71,401	4.55	15,692.53
12 生野区	107,707	8.38	12,852.86
13 旭区	96,714	6.30	15,351.43
14 城東区	155,435	8.42	18,460.21
15 阿倍野区	101,346	5.99	16,919.20
16 住吉区	156,467	9.34	16,752.36
17 東住吉区	135,322	9.75	13,879.18
18 西成区	122,882	7.35	16,718.64
19 淀川区	158,138	12.64	12,510.92
20 鶴見区	101,788	8.16	12,474.02
21 住之江区	132,412	20.77	6,375.16
22 平野区	197,905	15.30	12,934.97
23 北区	86,690	10.33	8,392.06
24 中央区	56,989	8.88	6,417.68
合計	2,484,326	221.59	11,211.36
1区当たり平均	103,514	9.23	

神戸市

区名	人口	面積	密度
1 東灘区	192,676	30.36	6,346.38
2 灘区	118,232	32.40	3,649.14
3 兵庫区	106,531	14.52	7,336.85
4 長田区	100,118	11.48	8,721.08
5 須磨区	171,196	28.91	5,921.69
6 垂水区	227,057	28.02	8,103.39
7 北区	225,336	240.31	937.69
8 中央区	100,900	25.59	3,942.95
9 西区	236,334	137.82	1,714.80
合計	1,478,380	549.41	2,690.85
1区当たり平均	164,264	61.05	

広島市

区名	人口	面積	密度
1 中区	117,791	15.34	7,678.68
2 東区	121,315	39.38	3,080.62
3 南区	132,940	25.80	5,152.71
4 西区	175,522	35.67	4,920.72
5 安佐南区	207,072	117.19	1,766.98
6 安佐北区	158,325	353.35	448.07
7 安芸区	74,895	94.02	796.59
8 佐伯区	125,926	61.00	2,064.36
合計	1,113,786	741.75	1,501.57
1区当たり平均	139,223	92.72	

北九州市

区名	人口	面積	密度
1 門司区	114,477	73.37	1,560.27
2 若松区	90,342	67.07	1,346.98
3 戸畑区	63,990	16.66	3,840.94
4 小倉北区	181,167	39.24	4,616.90
5 小倉南区	213,730	169.35	1,262.06
6 八幡東区	78,087	36.36	2,147.61
7 八幡西区	258,013	83.04	3,107.09
合計	999,806	485.09	2,061.07
1区当たり平均	142,829	69.30	

福岡市

区名	人口	面積	密度
1 東区	256,070	66.68	3,840.28
2 博多区	172,298	31.47	5,474.99
3 中央区	146,180	15.16	9,642.48
4 南区	238,403	30.98	7,695.38
5 西区	169,879	83.81	2,026.95
6 城南区	117,877	16.02	7,358.11
7 早良区	201,747	95.88	2,104.16
合計	1,302,454	340.00	3,830.75
1区当たり平均	186,065	48.57	

さいたま市

区名	人口	面積	密度
1 西区	81,748	29.00	2,818.90
2 北区	129,128	16.93	7,627.17
3 大宮区	105,219	12.78	8,233.10
4 見沼区	150,085	30.64	4,898.34
5 中央区	87,921	8.38	10,491.77
6 桜区	91,587	18.60	4,924.03
7 浦和区	137,595	11.54	11,923.31
8 南区	164,664	13.90	11,846.33
9 緑区	103,048	26.56	3,879.82
合 計	1,050,995	168.33	6,243.66
1区当たり平均	116,777	18.70	

※さいたま市のみ人口は平成15年4月1日現在、面積は平成15年1月1日現在。